三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ゼンコウ平一三九七の一、一三九七の三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百九十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県中野市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第一百一十三号**

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

1　登録認証機関の名称　一般財団法人化学物質評価研究機構
2　登録更新年月日　平成二十七年九月十二日
3　登録認証機関の所在地　東京都文京区後楽一丁目4番25号
4　登録の区分　A（土木及び建築）、B（一般機械）、D（自動車）、K（化学）、R（窯業）、S（日用品）、T（医療安全用具）、Z（その他）
5　認証を行う事務所の名称及び所在地
一　一般財団法人化学物質評価研究機構　東京事業所
埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600番地
二　一般財団法人化学物質評価研究機構　名古屋事業所
愛知県名古屋市昭和区折戸町四丁目1番地
三　一般財団法人化学物質評価研究機構　大阪事業所
大阪府東大阪市荒本北一丁目5番55号

**○国土交通省告示第九百四十一号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道106号改築工事（宮古盛岡横断道路・岩手県宮古市区界第1地割地内から同市区界第2地割地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　岩手県宮古市区界第1地割及び区界第2地割地内
2　使用の部分　岩手県宮古市区界第1地割及び区界第2地割地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、岩手県宮古市区界第1地割地内から盛岡市簗川第6地割地内までの延長9.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道106号改築工事（宮古盛岡横断道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間外の区間であるが、起業者は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
一般国道106号（以下「本路線」という。）は、宮古市を起点とし、盛岡市に至る延長約93kmの主要幹線道路であり、本件事業は、宮古市と盛岡市を結ぶ延長約100kmの自動車専用道路等として計画された宮古盛岡横断道路の一区間である。
本路線が通過する宮古市は、生鮮水産物の水揚量が多く、水揚げされた水産品は県内外へ出荷されていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により人的被害をはじめ、住家、港湾、漁港等が甚大な被害を受けた地域である。
本路線は、宮古市と盛岡市を連絡する道路であることから、地域住民の地域内交通に利用されているとともに、物流等による通過交通にも利用されているほか、東日本大震災により被災した宮古市をはじめとする沿岸の市町村の復興に必要な人的支援、物資、作業車両、資材等の輸送路としても機能している重要な路線である。
しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在し、当該区間において交通事故が発生しているなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。